

でんき契約約款（北海道電力・KDDI）料金表（UQ でんき）

でんき契約約款（北海道電力・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこのでんき契約約款（北海道電力・KDDI）料金表（UQ でんき）（以下「料金表」といいます。）において、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定めます。

1 契約種別

この料金表の契約種別は、UQ でんきM（北海道D）およびUQ でんきL（北海道D）といたします。

（1）UQ でんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

ハ 契約電流

契約電流は、でんき約款5（契約電流および契約容量）（1）に定めるところによるものといたします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、14（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、14（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、14（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、14（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、料金について支払いを要する額は、料金ならびに料金（13〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（1）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)
契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)
契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)
契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)
契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)
契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)
契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

(E) 最低月額料金

(1)および(D)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	228.00 円 (250.80 円)

ホ 新規受付停止

種別Mについては、2021年11月16日をもって、KDDIが適当と認めたときを除き、個人のお客さまからの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

(2) UQ でんき L（北海道D）（以下「種別L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

ハ 契約容量

契約容量は、でんき約款5（契約電流および契約容量）（2）に定めるところによるものといたします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、14（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、14（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、料金について支払いを要する額は、料金ならびに料金（13〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（1）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

（2）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	30.89円（33.97円）

木 新規受付停止

種別Lについては、2021年11月16日をもって、KDDIが適当と認めたときを除き、個人のお客さまからの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

2 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

3 料金の算定期間

料金の算定期間は、1の暦月の起算日（KDDI が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

4 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

5 日割計算

- (1) KDDI は、4（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金または最低月額料金は、6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 4（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給を開始した日を含み、需給契約が消滅した日を除きます。
また、4（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) でんき約款 8（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金または最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (2) 種別Mおよび種別Lの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) (2)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

7 料金等の支払い

- (1) 料金その他でんき約款および料金表によってKDDIに支払いを要することとなったお客様の債務（以下「料金等」といいます。）については、KDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、KDDIは、KDDIに特別の事情がある場合は、お客様の承諾をえて、KDDIの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) お客様等からのお申し出により、KDDIが承諾した場合には、KDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。
- (5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）の支払いを要します。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)

- (6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。
- (7) お客様が、沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます。）とUQ mobile契約を締結している場合、KDDIは、料金等に係る債権を沖縄セルラーに譲渡し、これをお客さまは承認するものとします。この場合において、KDDIおよび沖縄セルラーは、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (8) (7)により譲渡した債権の取り扱いについては、本約款の規定にかかわらず、お客様と沖縄セルラーとの契約内容に応じて、UQでんき料金の請求に係る取扱規約に定めるところによります。

8 延滞利息

お客さまが料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、KDDI は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について年 14.5% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

9 収納手数料の負担等

お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

10 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けことがあります。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (2) (1)の免れた金額は、でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDI が決定した期間といたします。

11 承諾の限界および遵守事項

- (1) でんき約款 13（承諾の限界および遵守事項）(1)の規定に加え、北海道電力株式会社または KDDI は、沖縄セルラーが提供する UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービス又は UQ mobile 通信サービスⅡ 契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（以下併せて「UQ サービス」といいます。）のお客さまによるご利用状況、UQ サービス料金の支払状況（他の UQ でんきの料金等の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
- (2) でんき約款 13（承諾の限界および遵守事項）(2)の規定に加え、このでんき約款および料金表にもとづき供給される電気を使用しているお客さまは、他人になりすまして UQ サービスを利用してはならないものとします。

12 解約等

でんき約款 37（解約等）（1）の規定に加え、KDDI は、お客さまが、UQ サービス 料金等の沖縄セルラーに対する債務を沖縄セルラーの定める期日までに支払われない場合、需給契約を解約することがあります。この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

13 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、KDDI は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ KDDI の指定するホームページで公開いたします。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。

（3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4 月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから KDDI にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

14 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4699$

$\beta = 0.7879$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(1) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(2) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	その年の 6月 1日から 6月 30日までの期間
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	その年の 7月 1日から 7月 31日までの期間
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	その年の 8月 1日から 8月 31日までの期間
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	その年の 9月 1日から 9月 30日までの期間
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	その年の 10月 1日から 10月 31日までの期間
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	その年の 11月 1日から 11月 30日までの期間
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	その年の 12月 1日から 12月 31日までの期間
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	翌年の 1月 1日から 1月 31日までの期間
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	翌年の 2月 1日から 2月 28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間）
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年の 3月 1日から 3月 31日までの期間
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間	翌年の 4月 1日から 4月 30日までの期間
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間）	翌年の 5月 1日から 5月 31日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	17 銭 9 厘（19 銭 7 厘）

(3) 燃料費調整単価等の掲示

KDDI は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を KDDI の指定するホームページで公開いたします。

15 契約者等に係る情報の利用

KDDI が適法かつ公正な手段により取得した個人情報は、KDDI が定める個人情報取扱共通規約およびプライバシーポリシーに従って適正に取り扱うものとします。

個人情報取扱共通規約 : https://id.auone.jp/id/pc/legal/personal_terms.html
プライバシーポリシー : <http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

附 則（実施期日）

この料金表は、2021年11月16日から実施いたします。